

一般職の職員の給与に関する条例及び伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

理 由

国家公務員及び近隣他都市の公務員の給与その他の事情を考慮して、一般職の職員の給料表の改定等を行うほか、所要の規定整備を行うため。

一般職の職員の給与に関する条例及び伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 4 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、給料の調整額」を削る。

第 3 条第 1 項第 2 号ア及びイを削る。

第 5 条第 2 項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、2 級以上上位の職務の級に決定することができる。

第 6 条第 1 項中「号給欄」の右に「（2 級以上の昇格である場合は、それぞれ 1 級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとした場合の号給欄）」を加える。

第 1 0 条の 2 を削る。

第 1 1 条第 1 項中「または」を「又は」に改め、同条第 2 項中「職員の」の右に「属する職務の級における最高の号給の」を加える。

第 1 7 条の 2 第 1 項中「校長、園長、」を削り、「教頭」の右に「（伊丹市立幼稚園に勤務する者に限る。）」を加え、「並びに伊丹市教育委員会事務局及び教育機関に勤務する指導主事（以下「教育職員」という。）のうち、その職員の属する職務の級が教育職給料表（一）の 1 級、2 級若しくは 3 級又は教育職給料表（二）の 1 級若しくは 2 級である職員」を削る。

第 1 9 条中「及び規則で定める額」を「、初任給調整手当の月額及び特殊勤務手当の月額（月額で定められているものに限る。）」に、「5 0 を乗じたもので除して得た額」を「5 2 を乗じて得たものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額（当該額に、5 0 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、5 0 銭

以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。)」に改める。

第23条の2第1項中「教育職員（幼稚園に勤務する教育職員を除く。）」を「伊丹市立学校（伊丹市立幼稚園を除く。）の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務を要する者に限る。）及び実習助手」に改める。

第24条の見出し中「給料の調整額」を「管理職手当」に改め、同条中「給料の調整額、」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1  
行政職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	

56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						

	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第 2 イを削り，同表ア中「教育職給料表（一）」を削り，同表ア備考 1 中「並びに教育委員会事務局及び教育機関に勤務する指導主事で市長が定めるもの」を削り，同表アを同表とする。

別表第 4 イ備考中「病院等」を「病院」に改め，「保健師、」を削る。

別表第 4 の 2 ア中

「

5 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長の事務部局の副主幹の職務</li> <li>2 教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関の前号と同様の職務</li> <li>3 市議会の事務局及び外局として置かれる委員会又は委員の事務局の第 1 号と同様の職務</li> <li>4 職務の困難及び責任の度が前各号と同程度の職務</li> </ol>
-----	---

」

を

「

5 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 副主幹の職務</li> <li>2 職務の困難及び責任の度が前号と同程度の職務</li> </ol>
-----	---

」

に，同表イ中「教育職給料表（一）級別標準職務表」を「教育職給料表級別標準職務表」に，

「

2 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務</li> <li>2 市長の事務部局又は教育委員会の事務局の指導主事（指導主事に充てる日の前日において市立学校で教諭であつた者に限る。）</li> </ol>
-----	---

	<p>のうち主査又は副主幹の職務</p> <p>3 職務の困難及び責任の度が前各号と同程度の職務</p>
3 級	<p>1 高等学校の主幹教諭の職務</p> <p>2 市長の事務部局又は教育委員会の事務局の指導主事（指導主事に充てる日の前日において市立学校で主幹教諭であつた者に限る。）のうち主査又は副主幹の職務</p> <p>3 職務の困難及び責任の度が前各号と同程度の職務</p>
4 級	<p>1 高等学校の教頭の職務</p> <p>2 市長の事務部局又は教育委員会の事務局の指導主事のうち課長又は主幹の職務</p> <p>3 職務の困難及び責任の度が前各号と同程度の職務</p>
5 級	<p>1 高等学校の校長の職務</p> <p>2 市長の事務部局又は教育委員会の事務局の指導主事のうち次長又は副参事の職務</p> <p>3 職務の困難及び責任の度が前各号と同程度の職務</p>

」

を

「

2 級	<p>1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務</p> <p>2 職務の困難及び責任の度が前号と同程度の職務</p>
3 級	<p>1 高等学校の主幹教諭の職務</p> <p>2 職務の困難及び責任の度が前号と同程度の職務</p>



4 級	1 高等学校の教頭の職務 2 職務の困難及び責任の度が前号と同程度の職務
5 級	1 高等学校の校長の職務 2 職務の困難及び責任の度が前号と同程度の職務

に改め、同表ウを削り、同表エ中

2 級	1 消防局又は消防署の常規的な業務を分担し、係長、主査、隊長及び所長を補佐する職員の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度の職務
-----	--

を

2 級	消防局又は消防署の常規的な業務を分担し、係長、主査、隊長及び所長を補佐する職員の職務
-----	--

に改め、同表エを同表ウとし、同表オを同表エとし、同表カ 2 級及び 3 級の項中「保健師、」を削り、同表カ 5 級の項中「看護師長」を「副看護師長」に改め、同表カ 6 級の項中「副看護部長」の右に「及び看護師長」を加え、「課長、主幹及び副主幹」を「課長及び主幹」に改め、同表カを同表オとする。

別表第 5 アを次のように改める。

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の	昇格後の号給
--------	--------

前日に受けて いた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15

28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30

57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	26	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	27	43	45	53	47	31	31
62	27	43	45	54	47	31	
63	28	44	45	55	48	31	
64	28	44	46	56	48	31	
65	29	45	46	57	49	31	
66	29	45	46	58	49	31	
67	30	46	47	59	50	31	
68	30	46	47	60	50	32	
69	31	47	47	61	50	32	
70	31	47	48	62	50	32	
71	32	48	48	63	50	32	
72	32	48	48	64	50	32	
73	33	49	49	65	50	32	
74	33	49	49	66	50	32	
75	34	49	49	67	50	32	
76	34	49	50	68	50	32	
77	35	50	50	68	51	32	
78	35	50	50	68	51	32	
79	36	50	51	68	51	32	
80	36	50	51	68	51	32	
81	37	51	51	69	51	33	
82	37	51	52	69	51	33	
83	38	51	52	69	51	34	
84	38	51	52	69	51	34	
85	39	52	53	69	51	35	

86	39	52	53	70	51		
87	40	52	53	70	51		
88	40	52	53	70	51		
89	41	53	54	71	52		
90	41	53	54	72	52		
91	42	53	54	73	52		
92	42	53	54	74	52		
93	43	53	55	75	53		
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					

115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

別表第5イ中「教育職給料表（一）昇格時号給対応表」を「教育職給料表昇格時号給対応表」に改め，同表ウを削り，同表エを同表ウとし，同表オを同表エとし，同表カを同表オとする。

別表第6中

「

ケースワーク業務従事手当	社会福祉業務の現業を行う職員（社会福祉施設現業従事手当の支給を受ける職員を除く。）で当該業務のため外勤又は面談を行ったもの	日額 250円
社会福祉施設現業従事手当	児童発達支援センター又は保育所に勤務する職員で社会福祉業務の現業を行ったもの	日額 150円
行旅病人救護手当	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づく行旅病	1回 1,300円

	死人の収容に従事した職員	
--	--------------	--

」

を

「

ケースワーク業務従事手当	社会福祉業務の現業を行う職員で当該業務のため外勤又は面談を行ったもの	日額 250円
行旅病死人救護手当	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づく行旅病死人の収容に従事した職員	1回 1,300円

」

に、

「

大型自動車又は中型自動車の運転業務に従事した場合 日額 150円
普通自動車の運転業務に従事した場合 日額 120円

「

大型自動車、中型自動車又は準中型自動車（車両総重量が5,000キログラム未満のものを除く。）の運転業務に従事した場合 日額 150円
準中型自動車（車両総重量が5,000キログラム未満のものに限る。）又は普通自動車の運転業務に従事した場合 日額 120円

を

」

に改める。

（伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第2条 伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和42年伊丹市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「，給料の調整額」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（号給の切替え等）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において，第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）別表第1の給料表（以下「旧給料表」という。）の適用を受けていた職員の施行日における号給は，施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）と同じ額の第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表（以下「新給料表」という。）の，その者が属する職務の級における号給（同じ額の号給がないときは直近上位の額の号給）とする。ただし，旧給料月額が新給料表のその者が属する職務の級における最高の号給の額を超えている場合は当該号給とする。
- 3 施行日の前日及び施行日において属する職務の級が行政職給料表の4級である職員に関する前項の適用については，同項中「号給）」を「号給）の2号給上位の号給」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず，施行日の前日において改正前の給与条例別表第2イの適用を受けていた職員（以下「旧教育職給料表（二）適用職員」という。）及び改正前の給与条例別表第4イの給料表の適用を受けていた市長又は教育委員会の事務部局の職員については，施行日以後，新給料表を適用し，施行日における号給は，規則で定めるところにより決定する。



5 施行日に昇格する新給料表が適用される職員に関する第2項の規定の適用については、同項中「施行日の前日においてその者が受けていた給料月額」とあるのは「施行日の前日においてその者が受けていた号給に対応する改正前の給与条例別表第5アに定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給の旧給料表の給料月額」と読み替えるものとする。

6 施行日に降格する新給料表が適用される職員に関する第2項の規定の適用については、同項中「施行日の前日においてその者が受けていた給料月額」とあるのは「改正前の給与条例第7条の規定により定められる号給の旧給料表の給料月額」と読み替えるものとする。

(経過措置)

7 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける新給料表が適用される職員のうち、規則で定める者の昇格、降格又は昇給を伴う施行日以後の給料月額の決定については、他の職員との均衡等を考慮して規則で定める。

8 旧教育職給料表(二)適用職員で、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額(以下「施行日前日の給料月額」という。)に達しないこととなる期間があるものには、施行日前日の給料月額に達するまでの期間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

9 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

10 市職員等の旅費に関する条例(昭和31年条例第400号)の一部を次のように改正する。

別表中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表」に改め、「又は同表(二)3級」を削る。